

パブリックコメントの実施結果について

○「上三川町第4期障がい福祉計画」素案

平成27年1月14日～2月12日に、パブリックコメントを実施しました。
その結果、下記のようなご意見等をいただきましたので、お寄せいただいた主なご意見等とそれらに対する町の考え方について、ご報告いたします。

項目	意見の内容	意見に対する考え方
各年代に応じた支援	障がい手帳所持者の年齢別推移を示す表について、年代区分をさらに細かく分けてはどうか。	「18～64歳」について、「18～39歳」と「40～64歳」に分けて記載します。
相談支援員による積極的なケース会議の開催	相談支援員が事業所の担当者と積極的にケース会議を開催する体制づくりをして欲しい。	相談支援ネットワークの構築・充実については42ページに記載のとおり推進していきます。
精神障がい者への意見聴取の問題点	精神障がい者のアンケートの回収率が9.9%と低く、意見を拾えていないのではないかと。	表記の仕方をわかりやすくするため、11ページについて「アンケート結果の障がい者」を「アンケート回答者における障がい別構成比」に改めます。
就労支援に関する問題点	町内の企業に、障がい者の実習受け入れ促進のリーフレット等を配布し、啓発して欲しい。	就労支援については39ページに記載のとおり推進していきます。
町施設での障がい者雇用の推進	町は障がい者雇用に積極的に取り組んで欲しい。	町の人事に関することですので、特記いたしません。
PDCAサイクルの導入	PDCAサイクルの導入により、自立支援協議会で計画策定後の点検・評価を確実にやって欲しい。	計画の点検及び評価については42ページに記載のとおり推進していきます。

▶問い合わせ先＝福祉課 福祉人権係 ☎(56)9128

○「上三川町子ども・子育て支援事業計画」素案

平成27年1月14日～2月12日に、パブリックコメントを実施しました。
その結果、意見等はありませんでしたので、お知らせします。

▶問い合わせ先＝福祉課 子ども・子育て係 ☎(56)9130

消費税率の引き上げに伴う 公共施設の使用料等の改定について

平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%に引き上げられました。町では、平成27年10月に10%へ引き上げが予定されていたことから、26年度中は公共施設の使用料等を据え置いてまいりましたが、先頃、10%への引き上げを先送りすることが表明されたことをふまえ、平成27年4月1日から、現行料金に消費税の引き上げ分(5%→8%の3%分)を転嫁するための改定を実施させていただきます。

対象となる施設等は、以下のとおりとなりますので、何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。
なお、改定後の料金等、詳細については各担当課等へお問い合わせください。

	施設名称	問い合わせ先
1	町営住宅駐車場、田川ふれあい公園、桃畑緑地公園、富士山公園、蓼沼緑地公園、石田公園、ゆうき公園	都市建設課管理係 ☎(56)9146
2	体育センター、富士山公園軟式野球場夜間照明施設、富士山公園テニスコート	生涯学習課スポーツ係 ☎(56)9170
3	中央公民館	中央公民館 ☎(56)3510
4	農村環境改善センター	産業振興課農村振興係 ☎(56)9138

職場の健康保険に加入したとき、やめたときは届出が必要です

会社に勤めることになり職場の健康保険(健康保険組合、共済組合など)に加入した場合や、その健康保険の被扶養者になった場合、また職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときは、14日以内に国民健康保険への届出が必要となりますので、次のものを持参のうえ、手続きをしてください。

【職場の健康保険に加入したとき】

届出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・職場の健康保険証

▶手続き先=住民生活課 総合窓口係

○職場の健康保険資格取得後は国民健康保険を使用しないでください

職場の健康保険などに加入した後に、その健康保険証が交付されるまでの間に国民健康保険証で診療を受けると、国民健康保険が負担した医療費を後日返金していただくことになります。

- 例)自己負担割合が3割の方は、7割分を国保に返金
自己負担割合が1割の方は、9割分を国保に返金

国民健康保険に返金していただいた分は職場の健康保険に申請することにより返還されますので、最終的な負担は変わりませんが、保険分を一時的に立て替える必要や、申請の手続きをしなければならぬなど、経済的・時間的負担になると思われます。

【職場の健康保険をやめて、国民健康保険に加入するとき】

届出に必要なもの

- ・職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書、退職証明書など)

▶手続き先=住民生活課 総合窓口係

○保険税は国保の資格を得た時までさかのぼって納めなければなりません

国民健康保険税は届出した日ではなく、資格を得た時までさかのぼって納めることになります。届出は遅れないようにしましょう!

▶問い合わせ先=保険課 国保年金係 ☎(56)9134

平成27年度の年金額・国民年金保険料

●平成27年度の年金額

年金額は、現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっており、総務省の物価変動率及び名目手取り賃金変動率により決定されています。

- ・国民年金 老齢基礎年金(満額)
1人分(月額) 65,008円

なお、受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。

●平成27年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、15,590円(月額)となります。

・6カ月分前納する場合…

納付書払い 92,780円
口座振替 92,480円

・1年間前納する場合…

納付書払い 183,760円
口座振替 183,160円

・2年間前納する場合…

(口座のみ) 366,840円

※6カ月(4～9月分)・1年及び2年の前納の口座振替の申込については、平成27年2月末までの申込期限のため、平成27年度についてはすでに終了しています。

▼問い合わせ先=

●保険課 国保年金係

☎(56)9134

●宇都宮西年金事務所

☎028(622)4281